

施工要領書

ダイキ浄化槽 GA 型

この度は、GA 型をお買いあげ頂き、誠にありがとうございました。
この「施工要領書」をよくお読みになり、正しい施工を行ってください。



施工要領書内の警告および注意表示のある箇所を浄化槽の施工をおこなう前に注意深くお読みになり、よく理解してください。



目 次

①	施工前の注意事項	2
②	施工前の手続き等	4
	②-1 浄化槽設置申請書の種類と届出先	4
	②-2 必要な書類	4
	②-3 放流先の確認	4
	②-4 浄化槽の選定	4
③	施工に関する基本事項	5
	③-1 安全な施工を行うために	5
	③-2 浄化槽施工資格	5
	③-3 浄化槽工事業者登録票の掲示	5
	③-4 設置場所の事前調査	5
④	標準施工	7
	④-1 事前調査	8
	④-2 水盛遣方	8
	④-3 掘削工事	8
	④-4 基礎工事	8
	④-5 本体据付け（FRP本体）	9
	④-6 水張り	9
	④-7 埋め戻し工事及び水締め	9
	④-8 配管工事及び電気工事	10
	④-9 ブロワの据付け、周辺配管工事	11
	④-10 上部スラブコンクリート工事	11
	④-11 試運転	11
	④-12 竣工検査と引き渡し	11
	試運転チェックリスト	12
⑤	特殊な施工	13
⑥	アフターサービス	14

① 施工前の注意事項

● 表示の説明

 注意	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う危険及び物的損害の発生が想定される内容を示しています。
---	---

次のあげる事項については、特に注意して施工して下さい。

注意

次の注意事項を守らずに事故が生じた場合は、工事をした人の責任を問われるおそれがあります。

注意 …1) マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

- ① 工事中は、必要なとき以外はマンホール・点検口などの蓋を必ず閉めてください。
 - ② マンホール・点検口などのひび割れ・破損などを発見したら、直ちに取替えてください。
- これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。

注意 …2) 傷害事故防止

槽の吊り上げ・据え付けは、玉掛け作業でおこなうこと。
槽の下には立ち入らないこと。
これらの注意を怠ると、傷害事故の生ずるおそれがあります。

注意 …3) 転落事故防止

据え付け後の水はり、浮上防止装置の取り付け作業は足場板などで養生しておこなうこと。
これらの注意を怠ると、転落事故の生ずるおそれがあります。

注意 …4) 転落事故防止

埋設工事に際して、穴を掘った周囲には、防護柵をつくり関係者以外立ち入らないようにしてください。
これらの注意を怠ると、転落事故(傷害)の生ずるおそれがあります。

注意 …5) 感電・発火事故防止

- ① ブロワ・ポンプ・制御盤などで接地工事(アース)が必要な電気機器は、必ず接地工事をしてください。
 - ② ブロワの電源にコンセントを使用する場合は、JIS防雨型コンセントをご使用ください。
 - ③ ブロワ・ポンプ・制御盤などの電気機器の工事は、電気工事に係る資格の有る専門業者に依頼してください。
- これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

- ・ 施工の際、安全のために以下の点に留意して作業を行って下さい。

留意事項

浄化槽工事は、工事現場で浄化槽設備士が指導してください。

- 留意** ① 浄化槽の設置届けを確認してください。
- 留意** ② 施工要領書・工事仕様書（図面）、浄化槽工事の技術上の基準、労働安全衛生法などの諸法令を、確実に守って工事してください。
工事が不完全な場合は、槽の破損による汚水漏れ・放流水質の悪化などの原因になります。
- 留意** ③ ブロワを設置する場所は、通気・防湿・騒音に配慮してください。
基礎はコンクリート製でブロワ自体の重量や振動に耐えるものとして、運転時の振動防止のため建築物の外壁等に接触させない位置としてください。
- 留意** ④ 工事は浄化槽工事の技術上の基準を守り、とくに、基礎工事、埋戻し工事、上部スラブ打設などは、施工要領書・工事仕様書（図面）に基づき正しく行なってください。
また、駐車場・車庫に設置する場合、交通量の多い道路ばたに設置する場合、近くの建築物の荷重が槽本体に影響する場合、軟弱地盤に設置する場合、多雪地帯に設置する場合などは特殊工事になりますので、槽本体に影響を及ぼさないように補強工事を行ってください。
とくに、事務所、店舗関係で、不特定多数の車両が駐車されるような場所に浄化槽を設置される場合は、店舗等の規模、駐車場の広さなどを勘案して、予見しうる最大荷重に耐える補強工事に留意して下さい。
- 留意** ⑤ 浄化槽を破損しないように埋戻しの際には、つぎのような事項に注意し作業してください。
 - 1) 水はりの後に、埋戻し作業を行なうこと。
 - 2) 埋戻しの土は、石ころなどが混入しない砂質土をもちいること。
 - 3) 埋戻し時に重機のバケットなどを槽に当てたり、高いところから埋戻しの土を落とさないこと。浄化槽設置工事に伴う残土・残材は法令や条例の規定に従って適切に処理してください。
- 留意** ⑥ 浄化槽に入れる消毒剤は、浄化槽を使用開始するまでは開封しないで下さい。
これを守らないと、消毒剤から塩素ガスが発生し空気中の水分と反応し、塩酸を生じ、このために金属類を腐食する恐れがあります。
- 留意** ⑦ 設置工事完了後は、最終チェックをして下さい。
- 留意** ⑧ 管理者に、浄化槽の保守点検業者と維持管理契約をするようご指導してください。
- 留意** ⑨ 取扱説明書・保証書等を管理者に手渡す時は必ず受領書を受け取り保管すること。
- 留意** ⑩ 「取扱説明書等」が管理者に渡っていないときは、弊社にご連絡するようお願いください。
弊社より郵送いたします。
- 留意** ⑪ 浄化槽の設置工事に関して不詳な点は弊社窓口にお問い合わせください。

② 施工前の手続き等

②-1 浄化槽設置申請書の種類と届出先

① 確認申請書を伴う場合

建物を建築する際に、浄化槽を設置する場合は建築主事に浄化槽設置届出書を確認申請書と共に提出します。

② 汲取便所から水洗便所に改造する場合

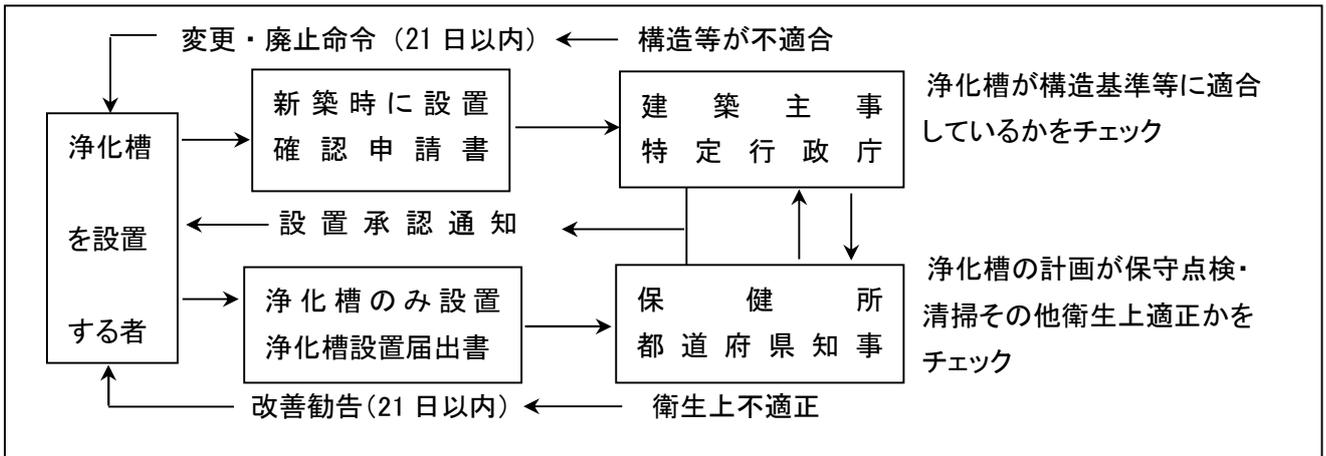
建物の建築をともなわないで浄化槽だけを設置する場合と既設の浄化槽の構造・規模を大幅に変更する場合は、都道府県知事(保健所)に浄化槽設置届出書を提出します。

②-2 必要な書類

- ・ 浄化槽設置届
- ・ 仕様書
- ・ 委任状
- ・ 付近見取図
- ・ 建築平面図
- ・ 浄化槽の配置図
- ・ 浄化槽の構造図(型式適合認定書等)
- ・ 排水経路図

※届出書類は都道府県・市町村によって異なる場合があります。

設置届けの関係図



②-3 放流先の確認

放流先は暗渠であることが望ましく、開渠の側溝への放流はなるべくお避けください。また、放流先が水域である場合には設置許可のおりてない地域がありますので、事前に管轄水利組合(農業委員会・漁業組合)や保健所・土木出張所等でお調べください。農業用水路や漁業権のある地域に放流する場合には、これらの管理組合の同意が必要になる場合があります。

②-4 浄化槽の選定

日本工業規格JIS-A-3302-2000により建築物の用途に応じて処理対象人員を算出し浄化槽の大きさ(人槽)を決定して下さい。なお、レストラン、ラーメン店、中華料理店、フランス料理店、焼肉店、うどん店、ファーストフード店等は、一般的に汚水中の油脂類濃度が高いため、油脂分離槽を浄化槽の前に設けることを推奨します。

(算出のわからない場合は弊社又は代理店にお問い合わせ下さい。)

③ 施工に関する基本事項

③-1 安全な施工を行うために

- (1) 工事関係者以外の人が立ち入らないように、**立ち入り禁止**の看板と施工現場の周囲にロープなどで夜間でもわかるような防護柵を行ってください。
- (2) 資格を要する機械の使用には、資格を持った人が行ってください。
(吊り下げ・玉掛け作業・クレーン作業・フォークリフト・重機車両等)

③-2 浄化槽施工資格

- (1) 浄化槽を施工する場合、施工業者は当該業を行おうとする区域を所轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。
- (2) 浄化槽工事には、浄化槽設備士が実地に監督することが義務づけられています。

③-3 浄化槽工事業者登録票の掲示

浄化槽を施工する際には、下記の浄化槽工事業者登録票の掲示が義務づけられています。

(浄化槽工事業者登録票 様式 第8号・第9号)

← 40cm 以上 →	
浄化槽工事業者登録(届出済)票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録年月日	知事(登又届)第 号
登録番号	
浄化槽設備士の氏名	
↑ 35 cm 以上 ↓	

〔備考〕

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては、当該営業所に於かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場にあつては当該現場に於かれる浄化槽設備士の氏名とする。

③-4 設置場所の事前調査

(1)現場のチェック

施工に必要な広さは、工事仕様書、施工図面等を参考としてください。

浄化槽機材の搬入・残土搬出等の作業にさしさわりのないスペースを確保してください。

施主や、建築業者・その他の関係者間によく打ち合わせを行ってください。

(2)設置条件

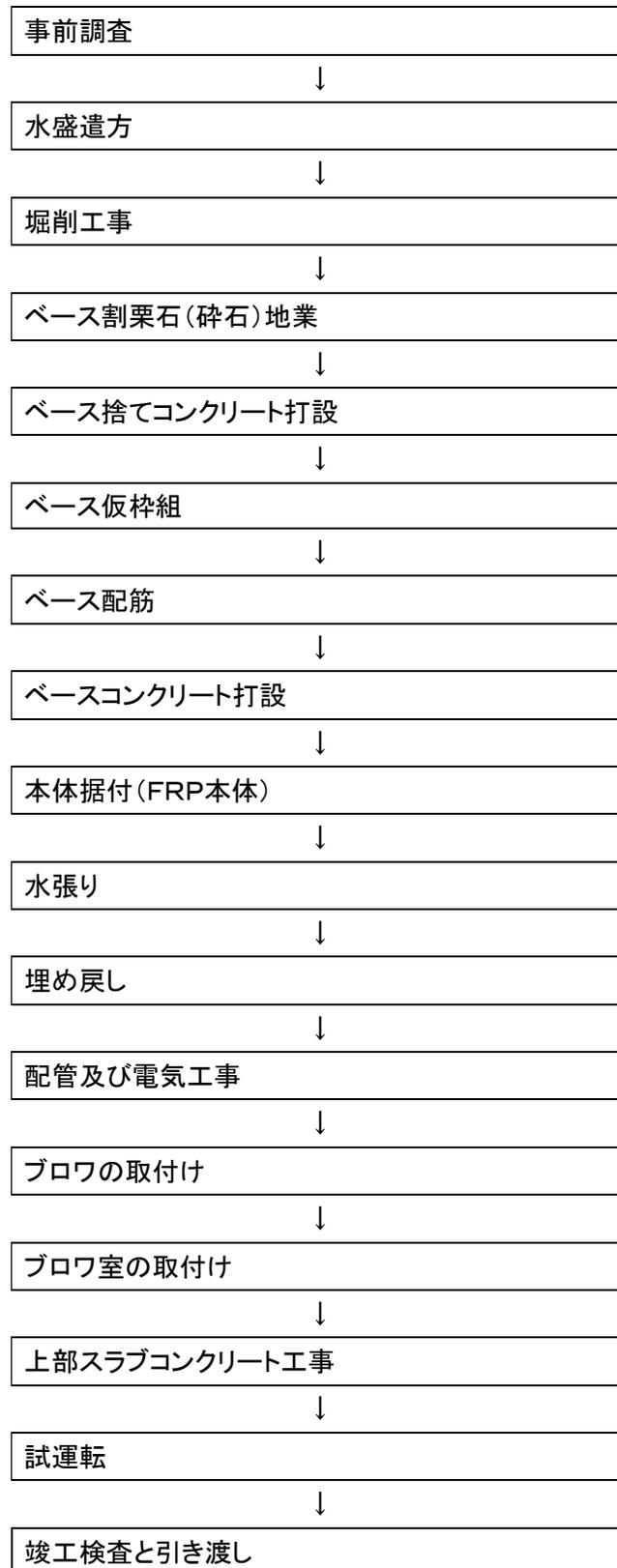
① 工事仕様書、施工図、配筋図、構造計算等に従ってください。

ただし、上部を駐車場に用いたり、交通量の多い道路端に設置したりする場合、さらに崖下や建物などに接する場合などは特別な工事が必要です。別項の「特殊な工事が必要な場合」を参照してください。

- ② 臭突管は所定の位置まで横引き管でのばし、立ち上がり管を軒上1m程度まで上げ臭気の問題が起こらないように臭突工事を行ってください。また、必要に応じて臭突ファンを設置してください。
- ③ 保守点検・清掃を容易に出来る所へ設置してください。
- ④ ブロワ・機械室の設置場所は、近隣住宅等の音・振動等の問題が生じない場所(建物から15m以上)に設置し、必要に応じた防音・防振対策を行ってください。
- ⑤ ブロワ(機械室)は、できるだけ浄化槽より概ね5m以内に設置してください。また、浄化槽の近くに点検用コンセント・水栓を設置してください。

④ 標準施工

●工事の流れのフロー



④—1 事前調査

工事の段取りとしては、まず現場調査を行い、工事を行うための次の条件を確認して下さい。

- 設置場所の広さ …………… 設置図面通りの広さがあるか。
- ガス管・水道管の埋設の位置 …… ガス管・水道管が埋設されていないか。
- 配管路の状況 …………… 浄化槽の配管経路に障害物はないか。
- 搬入・搬出の状況 …………… 浄化槽の持ち込みができるか。
- 設置場所周囲の状況 …………… 資材置場・トラック・残土の一時置場があるか。クレーン・トラックの作業が確保できるか。
- 土質の良否及び湧水の有無 …… 土質の状況はどうか。湧水はあるか。矢板など必要か。
- 工事電力・工事用水の状況 …… 現場で電気・工事用水が調整できるか。自然放流か、ポンプアップ放流か。

その他の確認事項として

- 関係官庁への書類の申請提出は済んでいるか。
- 浄化槽および付属部品は整っているか。
- 浄化槽の施工の際は現場ごとに標識を掲げること。

④—2 水盛遣方 ※現場ごとに施工図面等を参照してください。

工事に入る前に槽本体の位置や水平などの基準になるものを決めておく必要があります。まず、建物や浄化槽の位置や高さの基準となる基準点を下げ振りやレベルを使って決めます。そして、工事の途中で浄化槽各部の高さや位置を確かめることができるように、移動する必要のない位置を選んで水ぐいを打ち込み、水ぬきを張って示します。

④—3 掘削工事 ※現場ごとに施工図面等を参照してください。

槽の据付けには工事者が穴の中に入って作業をしなければならないため、余裕のある掘り方(余掘り)を行って下さい。なお、次のような場合は、安全を期して土留めを必ず行って下さい。

- 敷地が狭く必要な法面勾配がつけられない場合
- 土の安息角が緩く掘削土量が大きくなることが予想され、土留めを施した方が経済的であると判断されたとき
- 設置場所が建物に近接していて、安全性を必要とする場合
- 湧水がある場合

④—4 基礎工事 ※現場ごとに施工図面を参照してください。

掘削作業が終わると、掘削部底部をならし栗石を敷き、その上に砂利をまいて十分につき固めて捨てコンクリートを打ちます。

コンクリートが硬化すると、スミ出しを行い底盤の配筋をし、底盤のみコンクリートを打ちます。

④—5 本体据付(FRP 本体) ※現場ごとに施工図面を参照してください。

① 据付前に、浄化槽の確認を行ってください。

(確認事項)

ア. 人槽・機種の確認

イ. マンホール・チェッカー・浮上防止具(固定具)・金具・薬筒・ブロワ・配電盤等の付属機器の数量ならびに機種の確認

ウ. FRP 本体の傷や破損の有無の確認

② 槽本体を定位置に設置する前にベース表面上にある石等の突起物及びゴミ等を排除し、FRP 本体の損傷がないよう注意します。

③ 槽本体の据え付け位置に合わせて、浮上防止用(固定用)のアンカーの位置を確認します。

④ 槽本体を流入管、放流管の位置に合わせて静かに降ろします。

⑤ 槽本体設置後、開口部の天端で水準器により水平確認します。

⑥ 浮上防止用(固定用)ワイヤーを、ベースに埋め込んだアンカーにターンバックルを介して結合します。

(縦置型の原水ポンプ槽などが設置される場合、槽下部に根巻きコンクリートを打設する場合があります。)

④—6 水張り

槽本体の据付が完了した後、所定の水位まで水張り(清水)を行います。水張りは通常、流入側より放流側へ順次、規定水位まで行います。

ご注意

水張りは、必ず浮上防止具(固定具)で槽本体が確実に固定されているのを確認してから行ってください。

水張りは、担体流出防止のため、必ず流入部より行い、規定水位(仕切板に表示されている水位線まで)を超えないようにして下さい。

なお、固液分離部、生物ろ過槽移流バツフル上部及び消毒槽上部には、担体流出防止用の蓋が設置してあります。これは、水張り時や豪雨時等に槽内水位が上昇し担体が流出する恐れがあるため、蓋をしておりますので取り外さないで下さい。

なお、運転開始時の担体は初め浮上しておりますが、異常ではありません。運転後しばらくすると担体の浮上は解消されます。

④—7 埋め戻し工事及び水締め

① 作業にかかる前に、槽に水が張ってあるか確認します。槽が空の状態では埋め戻しを絶対に行わないでください。

② 埋め戻しは良好な土を用い、大きな石・石片・木屑、粘土などが入らないようにしてください。泥コンクリートは使用しないでください。

③ 埋め戻しは、沈下が不均一にならないように数回に分けて、周囲を均等に突き固め、水締めを行います。

④ 水締めを行う時は、水がひくのを待って注入するようにしてください。また、水張りの水位以上に水締めを行うと、槽が浮上しますので注意してください。

⑤ 埋戻しの際に、接続配管などが破損しないように確実に固定してください。

④—8 配管工事及び電気工事 ※現場ごとに施工図面を参照してください。

(1) 配管工事について

- ① 槽内配管は、可能な限り工場生産段階で組み込んでおり、現場での配管工事は、槽相互間の接続と、ブロワから本体までの配管が主体となります。ブロワから本体までのエア配管は担体流動の散気用と生物ろ過槽の逆洗用の2系統に分けて配管し、逆洗用の配管途中に電磁弁を設置します。
- ② 槽相互間の接続は、必要に応じて、MC ユニオンや榊を介して配管します。なお勾配は、1/80～1/100にして逆勾配や、接続部の漏れがないように留意してください。
- ③ ブロワから槽本体までの空気配管は、腐食の少ないVP管やHVP管等を使用してください。鋼管を使用する場合は、防食処理を行ってください
- ④ 必要に応じて、支柱や支持板を用いて配管を支えてください。地盤沈下による事故防止のため、十分に転圧した後、配管工事を行ってください。
- ⑤ 埋め戻しの際は、配管を損傷しないようにしながら、配管の周囲を十分に突き固めて、規定の高さまで埋戻してください。

(2) 臭突管について

- ① 浄化槽は臭気を発生することがありますので、臭突工事を必ず行って下さい。
- ② 必要に応じて臭突ファンを設置してください。
- ③ 臭突管は浄化槽に設けた臭突口(穴)に接続します。
- ④ 横引き管を出来るだけ短くし、槽に向かって下り勾配になるようにして下さい。
- ⑤ 臭気が近隣建物の室内に侵入しないように、大気開口部(臭突管末端)は以下の点に注意して臭突縦管を立ち上げて下さい。尚、下記の下線部は機能を保証するものではありません。
 - ・ 大気開口部が隣接建物の出入口、窓、換気口などの付近にあたる場合、それらの上端から1m以上大気開口部を立ち上げて下さい。立ち上げられない場合は、水平に3m以上離して下さい。
 - ・ 大気開口部が建物の張出し下部にならないようにして下さい。建物の張出し下部は風による気流の流れが複雑であるため、円滑な空気の流入が妨げられ臭気がこもる恐れがあります。
 - ・ 屋根または屋上に臭気を解放する場合、大気開口部は屋根または屋上から200mm以上立ち上げて下さい。屋上を庭園、運動場、物干場等として使用する場合は大気開口部を屋上より2m以上立ち上げて下さい。
 - ・ 寒冷地および積雪地においては凍結、積雪により大気開口部が閉ざされないようにして下さい。
- ⑥ 立ち上げ管は、風などで倒れないようにサポートを取り付けてください。
- ⑦ 臭突管を旗竿、各種アンテナ等の取付に使用しないで下さい。

(3) 電気工事について

- ① 電気工事は、資格を有する専門業者によって行ってください。
- ② 電力会社によって、進相コンデンサーの取り付けが必要な地域があります。
- ③ 電氣管は施工図に従って使用してください。
- ④ 接地工事(第D種)は必ず行ってください。
- ⑤ 浄化槽内は金属を腐食させるガスが発生しますので、制御盤との接触部分は必ず密封してください。
- ⑥ 制御盤の取り扱いについては、制御盤付属の「安全上の注意事項」等を必ず読んで取扱ってください。
- ⑦ 電気工事については、電氣図・配線図等に従ってください。

④—9 ブロワの据付け、周辺配管工事 ※現場ごとに施工図面を参照してください。

- ① ブロワの設置場所は、風通しの良いできるだけ日陰の場所に設置してください。また、運転音の気になる所(寝室や応接間のそばなど)への設置はさけ、維持管理に便利なところが適当です。
- ② 接地工事(アース)は必ず行ってください。(第D種接地工事)
- ③ 地面より約10cm以上高く据付用コンクリート基礎を施し、据付け面を水平に仕上げたブロワを設置してください。
- ④ ベースをコンクリート等で埋め込まないでください。
- ⑤ 基礎にアンカーボルト等で固定してください。
- ⑥ 機械室は温度が高くならないように、換気口(換気扇)を必ず設けて下さい。この際、騒音が問題になる現場では防音及び消音対策を施して下さい。
- ⑦ 自重により配管がたわむ恐れがある場合は適宜配管サポートを設置してください。

④—10 上部スラブコンクリート工事 ※現場ごとに施工図面を参照してください。

槽本体に付帯する配管及び配線が終わると、埋め戻し土の上に割栗石を敷き、目潰し砂利をまいて十分につき固めます。

次に配筋し、型枠を組んでコンクリートを打ちます。上部には点検口がありますからマンホールを所定の位置に乗せて上面を水平に仕上げして下さい。

※嵩上げは、維持管理、本体強度上の問題から嵩上げは30cm以内にしてください。

④—11 試運転

試運転は試運転チェックリストをもとに行ってください。各設備が正常に動き、制御盤の機能が正常に動くことを確認して工事完了とします。

タイマの標準設定は表1の通りです。設定回数・時間が正しいこと、正常に逆洗が行われることを確認してください。手動逆洗方法および現在時刻や逆洗時間等の変更方法については、ブロワ又は制御盤付属のタイマの取扱説明書をご覧ください。

表1 タイマの標準設定(全人槽共通)

項目	標準設定時刻	
	逆洗入	逆洗切
1回目	2:00	3:00
2回目	4:00	5:00

④—12 竣工検査と引き渡し

- 設備工事が完了しましたら、所轄関係官庁の竣工検査を受けた後、設置者に引き渡してください。
- 施主には、浄化槽に添付されている「取扱説明書」を渡し、正しい使用法を十分に説明してください。
- 保守点検業者が決まっている場合には、引渡しの際に一緒に立ち会うように連絡して引継ぎを行ってください。また、保守点検業者が決まっていない時は、紹介するようにしてください。

●試運転チェックリスト

単位装置		チェック項目	判定
本体	汚泥貯留槽	①水位は適正か	合・否
		②流入管と水面落差は所定通りか	合・否
	ピークカット部	①水位は適正か	合・否
		②各装置に変形や破損はないか	合・否
		③間欠定量移送装置又は電動ポンプの運転は設定どおりか（維持管理要領書参照）	合・否
	担体流動槽（第一室・第二室）・生物ろ過槽	①散気用バルブの開度は設定通りか（維持管理要領書参照）	合・否
		②散気（担体流動槽）・逆洗（生物ろ過槽）は正常か（ばっ気の偏りがないこと。ブロウ圧力が概ね 20～30kPa であること。散気・逆洗系統の配管が逆になっていないこと）	合・否
		③循環移送・汚泥移送・逆洗は正常に運転できるか、エアリフト用バルブの調整はできるか。	合・否
	消毒槽	①水位は適正か	合・否
		②越流堰は水平で均等に集水できているか	合・否
		③消毒剤は充填されているか	合・否
		④流水時に消毒剤が処理水と接触しているか	合・否
	放流ポンプ槽	①ポンプはフロートスイッチで稼動するか	合・否
		②フロートスイッチの間隔は適当か	合・否
		③ポンプ配管に逆止弁やフランジは取付けてあるか	合・否
		④容易に交換できるか	合・否
	原水ポンプ槽	①荒目スクリーン・沈砂槽は機能しているか	合・否
		②ポンプはフロートスイッチで稼動するか	合・否
		③計量BOXの移流量は適当か	合・否
		④散気状態は良好か	合・否
マンホール角蓋	①蓋はしっかりと閉じることができるか	合・否	
	②確実にロックできるか	合・否	
配管（空気・水）	①空気・水漏れはないか	合・否	
	②破損はないか	合・否	
付属部品	ブロウ	①オイルの量は充分か	合・否
		②負荷なく作動するか	合・否
		③安全弁は開いていないか	合・否
		④異音はしていないか、異常に発熱していないか	合・否
	制御盤	①各装置はスイッチで作動するか	合・否
		②アースはとってあるか	合・否
		③シーケンス(回路図)は盤内にセットされているか	合・否
備考欄:			

⑤

特殊な施工

※現場ごとに施工図面を参照してください。

※ 下記に示す場合には支柱工事、その他条件にあわせた特殊工事が必要です。施工については、施工図または工事仕様書などに従ってください。詳しくは、弊社まで連絡ください。

○交通荷重のある場合(直上荷重のある場合)

フラットスラブ工法(支柱工法)で上部荷重を支え上部の荷重が直接浄化槽に及ばないようにします。

施工・配筋図・構造計算に従い、施工を行います。

○崖下などの大きな側圧を受ける場合(直上以外の大きな交通荷重がある場合)

側圧を受ける場合は擁護壁を設けた施工とし、浄化槽に力が及ばない施工とします。

○積雪、寒冷地での施工方法

多雪地・寒冷地では、雪の自重による浄化槽の破損や、浄化槽の凍結に留意しなければなりません。

二重スラブ工法等で管理面を考慮しながら凍結深度以内に浄化槽を設置します。

○基礎に高低差が生じる場合

標準施工状態では、基礎に高低差が生じない設計にしていますが、付帯設備の原水ポンプ槽等が設置される場合は差が生じます。その場合、立壁で底盤同士を連結する方法を採用します。

○流入管底が深い場合

流入管底が深くなる場合は、嵩上げ枠を使用し施工します。嵩上げは概ね 30cm までとし、本体とマンホール枠、マンホール枠と嵩上げ枠の隙間をコーキングで処理してください。また、それより深くなる場合は原水ポンプ槽または、二重スラブ工法とします。

⑥ アフターサービス

⑥—1 保証期間と保証の範囲

1) アフターサービス

ご使用中に万一、異常が発生した場合は、ご契約の維持管理店または、弊社営業所へご連絡下さい。

2) 保証について

保証期間は開始日から起算して、槽本体が3年、駆動部(弊社指定品に限る)・内部部品が1年です。保証書の記載内容通りに故障について修理致しますので、詳しくは保証書をご覧ください。また、保証書に「お客様名、お取扱店名、据付日」を記入し、大切に保管してください。

保証期間経過後の修理についても、お気軽にご相談ください。

保証期間内に取扱説明書の注意書きに従って、正常な使用状態にて故障した場合には、本書記載内容に基づき無償修理をおこなうことをお約束するものです。ただし、保証は「機能」を保証し、「性能」を保証するものではありません。

保証対象品

①槽本体:本体の外殻、仕切板

浄化槽以外に転用をする場合は、保証の対象外となります。

②駆動部(ブロワ、送風装置、ポンプ、制御盤等)・内部部品

※弊社指定品以外のものについては保証の対象外となります。

※開口部のフタ等は使用上に発生した外観上の傷・錆等は保証致しません。

あくまでも外観上の傷、錆等がない状態でのフタの機能(耐荷重強度)について保証するものです。

※消耗部品(ベルト、薬剤、間欠定量移送装置の逆止弁、オイル、消毒剤等)は対象外となります。

※維持管理がされていない、あるいは清掃が1年以上おこなわれていない状態による固液分離部、移送装置ボックス、消毒槽の変形、破損は対象外となります。

3) 部品の保有年数

部品の最低保有年数は5年です。5年以上過ぎますと部品の供給ができなくなり、部品の一式交換が必要となる場合がありますのでご了承下さい。

詳しくは維持管理店にご相談下さい。

4) 浄化槽の施工要領書等を紛失・破損された場合には、弊社ホームページからダウンロードできます。

5) その他不明な点は、弊社までお問い合わせ下さい。

※ 浄化槽は「浄化槽法」により、お客様は維持管理(保守点検・清掃・検査)を義務付けられています。これらの費用はお客様のご負担となります。